

各教育事務所長
各県立高等学校長
各県立特別支援学校長 } 様

教 育 長

学校における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このことについて、令和3年2月28日をもって本県は「緊急事態措置を実施すべき区域」の対象区域から除外されたところですが、依然として安心できる状況ではなく、年度末から年度始めにあたるこれからの時期は、人の動きが多く学校の区切りとなることから、特に警戒が必要です。

学校においては、学びを止めないという意識のもと、授業、部活動、学校行事等の学校運営の各場面における感染防止対策を徹底し、教育活動を継続するため、別添「学校教育活動を継続するための感染防止対策」等に基づき、家庭と連携して感染防止に万全を期すよう対応願います。

なお、教育事務所においては、管内の市町村（組合）教育委員会を通じ、各公立小中学校等に周知するとともに、感染防止に万全を期すよう指導助言願います。

○ 送付文書

- ・ 学校教育活動を継続するための感染防止対策
- ・ 部活動チェックリスト<R3.3.8版>
- ・ 【参考】県立高校等の対応について（「緊急事態宣言を踏まえた学校運営について」からの変更点）
- ・ （写し）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（R3.3.1付け文部科学省事務連絡）

教育総務課			
教育主管	高橋 宗彦	係長	佐藤 尚史
電 話	代表 058-272-1111（内線 3511, 3518） 直通 058-272-8729		
F A X	058-278-2812		
e-mail	takahashi-munehiko@pref.gifu.lg.jp sato-takashi@pref.gifu.lg.jp		